

第 39 号議案

特別区道路線の認定（重複）について
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

特別区道路線の認定（重複）について
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定に基づき、特別区
道の路線を次のように認定する。

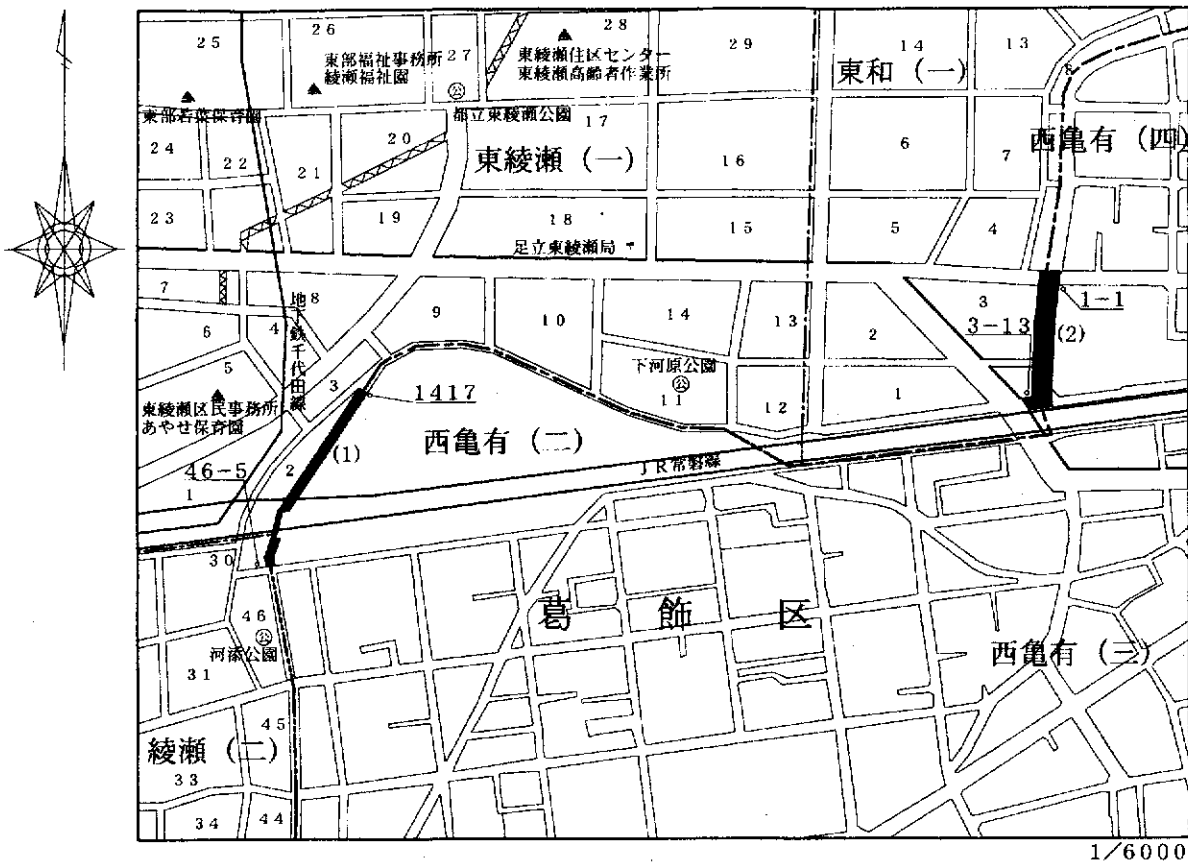
記

- 1 足立区綾瀬二丁目・東綾瀬一丁目・東和一丁目・葛飾区西亀有二・
四丁目地内（葛飾区との行政境界） 裏面のとおり

（提案理由）

足立区と葛飾区の行政境界にかかる道路について、特別区道として認
定する必要があるので、この案を提出いたします。

足立区綾瀬二丁目、東綾瀬一丁目、東和一丁目、
葛飾区西亀有二丁目、西亀有四丁目地内略図



凡 例

	都 県 境		特別区道路線
	区 界		区 管 理 通 路
	町 丁 目 境		そ の 他 の 通 路
	国 道 路 線		新認定特別区道路線
	都 道 路 線		(重 複)

(1) 幅 員	3. 8 9 ~ 7. 6 3 m
延 長	1 7 6. 5 4 m
面 積	1, 1 6 8. 8 9 m ²
(2) 幅 員	1 6. 0 8 ~ 1 6. 6 2 m
延 長	1 0 8. 8 6 m
面 積	1, 8 2 8. 0 0 m ²